

第 26 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和7年7月30日(水)	午後 2時 00分
閉会日時	同 上	午後 3時 14分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB (4階)	
出席委員	22名	
	農業委員	
	1 番 富 田 正次郎	2 番 杉 戸 恵 司
	3 番 山 形 啓 子	4 番 川 口 賢 一
	5 番 山 形 ちづ代	6 番 井 田 秋 雄
	7 番 星 野 重 彦	8 番 山 形 栄 子
	10 番 星 野 昭 彦	11 番 中 島 篤
	12 番 渡 辺 隆 司	13 番 矢 内 鉄 男
	14 番 今 泉 芳 雄	
	農地利用最適化推進委員	
	1 番 金 子 博 一	2 番 荻 原 完 一
	3 番 武 幸 一	4 番 木 村 聡
	5 番 大 澤 隆	6 番 丹 羽 康 博
	7 番 中 村 耕 一 郎	8 番 深 澤 憲 司
	9 番 太 田 亮 一	10 番 齊 藤 克 代
	[遅刻委員]	
	[中座委員]	
	[早退委員]	
欠席委員	9 番 坂 本 久 美 子	
	6 番 小 菅 雄 一 郎	7 番 多 和 田 圭 一
	10 番 齊 藤 克 代	
議事参与	5 名	
	事務局長 新井 八寿代	主 査 鳥井 貴史
	次 長 山藤 健二	
	係 長 石原 幸枝	
	主 査 細井 裕子	
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名	
	日程第2 会期決定の件	
	日程第3 第105号議案 農地法第3条の規定による許可申請について	委員会処分 2件
	第106号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	委員会処分 1件
	第107号議案 農地法第5条の規定による許可申請について	委員会処分 4件
	日程第4 第108号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼について	委員会処分 6件
	日程第5 報告第49号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	
	報告第50号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第26回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員13名、推進委員9名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、12番渡辺委員及び13番矢内委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第105号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号9番、10番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、この件について7月29日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

11番農業委員

はい。

議 長

はい。11番中島委員。

11番農業委員

11番中島です。7月29日に3番武推進委員と事務局2名と一緒に現地調査に行っていましたのでご報告いたします。受付番号9番について、少し事由が複雑ですが、一度売却した全ての農地を買い戻すといった申請となっております。場所ですが、黒保根学園の周辺のすばらしい農地で、他に上田沢に

ある農地を全て買い戻すということです。状況としましては譲渡人と譲受人がきれいに管理をしております、傾斜の厳しいところは梅などを植えてあり工夫がされておりました。譲受人の子供も今後農業をやっていききたいとの意向があると伺っておりますのでよろしいかと思えます。次に受付番号10番ですが、地図を見ていただきますと下田沢から沼田に向かう道を一旦切り切った場所を右折し入った場所です。現地は平らにならしてありまして、すでに作物を作っている状態で、獣除けの柵も充実しておりました。さらに簡単なビニールハウスも設置されてありまして、きれいに耕作されておりました。このままきれいに耕作をしていってもらえればありがたいと思えました。以上で報告を終わります。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

2番推進委員 はい。

議長 はい。2番荻原推進委員。

2番推進委員 私は現地を見させてもらっているんですけども、譲受人がもともとやっていた事業というのは縫製屋さんなんですよ。またよく調べましたら申請地には分水栓というものがあるのですが、これが水を田んぼへ引き込むためにあるわけなんです、その分水栓のふたを割られてしまったことを譲受人から聞いたことがあります。申請地周辺は夜になると人気がなくなり静かになりますので、おそらくはそのときにそういうことをやられたのかなと思うんですけども、今後そういった被害に遭わなければいいなと私は危惧をしております。以上です。

10番農業委員 分水栓のふたを壊されたのですか。

2番推進委員 そうです。割られたんですね。

10番農業委員 それは別にやった人がいるということですか。

2番推進委員 それは分かりません。私が聞いた話によりますと2枚やられたそうなので、土地勘がないとできないですよ。そういったことがあったので申請者は十分気をつけてもらいたいなと思いました。

議長 議案書にある内容だけで全てを読み取ることは私たちの方でも理解をしづらい部分がありますので、事務局で把握していることがあれば説明をお願いします。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 こちらで把握している範囲での内容となりますが、受付番号9番の申請地はもともと譲受人の所有だったわけですが、譲受人がカーテンの受注生産を始め、事業が順調に推移するようになり、耕作に時間を割くことが困難になったため、譲渡人に申請地を譲渡したということです。その後事業を廃業し、譲渡人も人出が足りなくなってきたということで耕作の手伝いをするようになったそうです。農機具は以前から所有していたものが残っておりまして、現在

埼玉県に娘夫婦が住んでおりまして、将来的には農業をしたい希望があるため、改めて申請地を自身の所有地として耕作をしていきたいとのことで申請が上がってきております。以上です。

議長 はい。よろしいでしょうかみなさん。ほかにありますか。

8番推進委員 はい。

議長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 先ほどの用水路の分水栓ですが、これは個人で直さないといけないのか、あるいは上野地区は土地改良区があったんじゃないですかね。

2番推進委員 そうですね。ありますね。

8番推進委員 今現在土地改良事業はしていないけれども、維持管理は組織として土地改良区がやっていると考えられるので、申請者が土地改良区の組合員であれば先ほどの件はそういったところに相談をして土地改良区で対応してもらうのが良いかと思います。

2番推進委員 私が少し気になるのは、分水栓の話をして、農耕機具の話にもなったんですが、畦を整える農耕機具を追加で手に入れば機具一式全部揃うんじゃないかといった話をしましたら、今の手持ちの農耕機具だけで十分、これ以上増やす気はないと言われてしまったんですね。それ以降譲受人の姿をあまり見なくなってしまったんですよ。その数年後にまた農地を取得して農業をしていくということだったので考え方や方針が変わったのかなという感想なんですけれども。とにかく私の土地の近くでありますので、申請者と話をする機会があれば話をしていきたいと思っているのと、被害に遭わないことを願っております。以上です。

議長 はい。現地の委員さんはそういった方々とよく話をしていただいて、今後トラブルがないようにしていければということでお願いします。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第105号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第105号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第106号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

この計画変更申請につきましては、農地法の転用許可を受け、所有権の移転を受けた者が、転用行為を実行せず、かつ、許可取り消しが困難な場合に、必要となる手続きでございます。

受付番号2番につきましては、当初の計画では、当初計画者が貸住宅用地として利用する予定でしたが、当初予定していた計画が中止となっており、現所有者が相続で取得したということでございます。

なお、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第107号議案受付番号19番で太陽光発電施設用地として5条の農地転用許可申請もされております。

これは、申請地が農地のままであるため、こちらの5条許可の計画変更申請と併せて、新規の転用計画者による5条の許可申請も改めて必要となるものでございます。

農地法の運用上から、それぞれ2つの申請が提出されることとなりますが、ご審議いただく内容は同一のものとなります。

この第106号議案では、平成10年10月に許可となっております、群馬県指令中農第460号の計画を変更することについて、ご審議いただけますようお願いいたします。

議長

以上、事務局より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

13番農業委員

はい。

議長

はい。13番矢内委員。

13番農業委員

13番矢内です。平成10年というは大分昔の話ですけれども、この間この土地は誰かが耕作をしていたんですか。

議長

はい。事務局。

事務局

当初は現所有者の親が平成10年に貸住宅用地として転用を行いましたが、計画通りにいかず、現所有者が相続をし、近隣の方をお願いをして小規模ではありますが耕作をしてもらっていたという話を伺っております。以上です。

議長

はい。よろしいでしょうか。いずれにしてもこの件につきましては除外を経た上で貸住宅用地の許可を受けた場所であるということなんですね。だけ

どそこから手を付けずに、貸住宅用も作られず、地目変更もされずに農地のままだったということですよね。みなさん何かありますか。あと私たちが思うのはこういった昔の件で除外も転用の許可も下りてしまったから元に戻すということが多分できないんだと思うんですけども、これについて事務局はどう考えていますか。

事務局
議長
事務局

はい。

はい。事務局。

本来の流れでいくとすればまずは農地法の許可を取り消し、除外に関しても農振地域へ編入するということになるかと思われます。しかし転用時期が大分昔であること、当時転用を行った当事者がすでに亡くなっていること、さらに許可の取消を行うことによって当時転用を行った当事者からさらに元の土地所有者へ土地の所有権を戻すことになるため、実際に許可の取消を行うことは非現実的な話となってしまうことが考えられますので、計画変更申請を行い新たな許可申請をしてもらうというような流れとなっております。以上です。

議長

はい。ほかにみなさんありますか。

よろしいでしょうか。これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第106号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を計画変更申請のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第106号議案は計画変更申請のとおり承認されました。

日程第3 第107号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、受付番号18番、19番、20番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号21番の立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域内でありますので、第3種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、

基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上18番から21番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、この件について7月29日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

11番農業委員 はい。

議長 はい。11番中島委員。

11番農業委員 11番中島です。受付番号18番につきまして、地図を見ていただきますと、国道353号線を北に上がってもらいまして、申請地のすぐ北側に住んでいる方がいらっしゃるのですがその家が日陰になるくらい草が伸び切っておりますのできれいにしてもらったほうがよいのではないかと思います。続きまして受付番号19番ですが、赤城カントリークラブの道を挟んで西側でして、赤城カントリークラブは平成6年に完成しておりますので何ができるのかなとは思いましたが、切り株等も目立っておりますので、きれいにしてもらえればよいのかなと思います。続きまして受付番号20番ですが、地図を見ていただきますと、新里北小学校を北に上がった高泉という場所になるんですが、この周辺は平らな部分から少し盛り上がった丘のようなところがいくつか集まっているようなイメージですので、その間に道が通っており、大きな丘上の土地に隣接して人家が建っているような感じなのですが、申請地だけ台地のようになっている場所です。車から降りて現地を見に行きました。ここで農業を行うとしても水が全くないといった状況でしたので、継続的に作物を栽培していくのは困難であると考えられますのできれいにしていただければよいのかなと思います。受付番号21番ですが、地図を見ていただきますと、上毛電鉄の線路がありまして、東新川駅から200～300mくらいのところにありまして、周囲も宅地が広がっておりまして、申請者も高齢だということでそのままにしておくよりもよいかなと思いますので、これは仕方がないのかなと思います。報告は以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。それでは私から。受付番号20番ですが、広さでいくと4000平米くらいありますけれども、これはここで許可が出たとしても県の常設審議委員会に上がってくることになるかと思いますが、いろいろなところでチェックが入ることになるかと思うので、これだけ面積があるところで雨水対策はどのような状況でしょうか。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 受付番号20番の雨水対策ですが、まずは申請地と申請地南東の山林を一体利用する予定となっており、申請地である農地の中央部分と南の部分、それと申請地東の山林部分にそれぞれプラスチック製の雨水貯留浸透槽を設置する予定とのことで、基準については全国的に採用されている計算式に基づいて計算を行ったとのこと。以上です。

議長 はい。今の説明ですと申請地以外にも山林を一体利用するということですが、そうすると総面積はどのくらいになりますか。

事務局 総面積は申請地と山林を合計して9,143㎡となります。

議長 みなさんからほかにありますか。

10番農業委員 はい。

議長 はい。10番星野委員。

10番農業委員 10番星野です。参考までに聞かせてほしいのですが、パネルを設置する部分が9,143㎡ということで、発電量が50kw以下の発電施設が増えてきているという話を聞くんですけども、発電の規格はどのようになるのですか。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 今回の申請ではパネルを設置する部分が9,143㎡ということですので、発電量が50kw以下の発電施設ということにはならないかと考えられます。

はい。どちらにしても農業委員会の審議の対象となる農地の転用の話と山林など農地以外の地目で農業委員会の審議の対象外である土地の面積を含めると9,000㎡を超える大規模開発になるということを理解していただいて、その中で質問があればお願いします。

10番農業委員 はい。

議長 はい。10番星野委員。

10番農業委員 大規模な開発案件になると、地域への説明会などが必要になってくるのではないですか。

事務局 はい。

議長 はい。事務局。

事務局 地域への説明会につきましては、桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例によって許可が必要な地域につきましては近隣住民に対する説明会を行うこととなっていることは確認できておりますが、広さで判断をするのか、または設置を行う場所や地域で判断をするのかは建築指導課での判断となってきます。

議長 はい。農業委員会ではなく建築指導課での判断になるということですね。ほかにありますか。

4番推進委員 はい。

議 長 はい。4 番大澤推進委員。
4 番推進委員 建築指導課は県ですか、それとも市ですか。
議 長 はい。事務局。
事 務 局 市の建築指導課です。
4 番推進委員 分かりました。
議 長 桐生市で太陽光発電をするときには条例があるため、建築指導課に一度は相談をしてもらって、そこで許可なり指導を受けた申請が農業委員会へ上がってくると理解するといいいのではないかと思います。ここに出てきている審議案件はそれらの部署から許可を受けたものが出てきているという認識でよろしかったですよね。
事 務 局 はい。
議 長 そのほかにございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第 107 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 4 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。
よって、第 107 号議案は許可相当として承認されました。

日程第 4 第 108 号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による依頼」について、委員会処分が 6 件ございますが、ナンバー 3 につきましては、星野重彦委員が貸し手となっておりますので、農業委員会等に関する法律、第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室していただきます。それでは、7 番星野重彦委員退席をお願いします。

それでは、事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。
議 長 はい、事務局。
事 務 局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

以上、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、この件について7月29日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

3番推進委員 はい。

事務局 はい。3番武推進委員。

3番推進委員 3番推進委員武です。7月29日に11番中島委員と事務局とで現地調査に行っていました。今回は件数が多いため、筆ごとではなくて総合的に説明を行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。No.1は新里の新川地区で、1筆は草が生い茂っている状態でしたが、刈り払いをすればきれいになるかと思われま。No.2は新里の小林地区で、きれいに耕作されておりました。No.3は新里の板橋と山上地区で、ところどころ草が生い茂っている状態でしたが、これも刈り払いをすればきれいになるかと思われま。No.4は新里の関と大久保地区で、きれいに耕作されておりました。No.5は黒保根町の下田沢地区の山の中に入っていった場所で、一部草が生い茂っている状態でしたが、刈り払いをして耕作していただければと思います。No.6は黒保根の水沼と上田沢地区で田でしたが、きれいに耕作されておりました。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

2番推進委員 はい。

議長 はい。2番荻原推進委員。

2番推進委員 No.5につきまして、以前刈払い機の講習会があつて現地に行ったことがありまして、そのときは所有者本人が耕作をしていくといった予定であつたと思うんですが、何で農地をお貸しするのかということを確認したいのですが。

11番推進委員 はい。

議長 はい。11番深澤推進委員。

11番推進委員 11番推進委員深澤です。この場所は今回出ている借り手の方が何年か前に申請地の前に家を建てたんですよ。その周辺を借りて5～6年くらい無農薬栽培を行っていて、その場所を正式に貸借することだと思ふんですね。なので、申請地周辺に誰も住んでいないというわけではなくて、実際借り手が住んでいまして、その周辺の農地を借りるということなんです。

2番推進委員 そうしますと、貸し手が借り手にこれまで通り継続をして耕作をしてもらいたいということですか。

11番推進委員 そうです。

2番推進委員 何でそうなったのか経緯が知りたいんです。

11番推進委員 貸し手が耕作できなくなったからです。確かに貸し手の所有している土地も周りにはあるんですが、昔から野菜はあまり作っていないくて、山菜類

の栽培を行っていたみたいです。借り手ですが、これまでは試験的に無農薬栽培を行っていたそうですが、ここに来て本格的に今回申請が出ているとおり貸借や売買をして耕作をしていく形になるかと思います。場所的にも無農薬栽培に適した場所なのかなとは思いますが。

議 長 はい。ほかにありますか。

6 番農業委員 はい。

議 長 はい。6 番井田委員。

6 番農業委員 確認をしたいのですが、議案書に物納とありますが、これは今でもあるのですか。No.6 については金額が入っているのに物納となっていて、これは間違いなんじゃないかなと思うんですけどもどうですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 物納について、中間管理事業の担当に直接確認をしましたところ、支払方法の呼び方として中間管理機構から支払いをするときに物納という言葉を使うということが確認できております。

議 長 よろしいでしょうか。

6 番農業委員 はい、分かりました。

議 長 ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 108 号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による依頼」について、6 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 108 号議案は許可相当として承認されました。

それでは、7 番 星野重彦委員の入室を求めます。

星野重彦委員へご報告いたします。

本件については、承認されました。よろしくお願いいたします。

日程第 5 報告第 49 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事 務 局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事務局 報告第49号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については2件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

議長 以上でございます。

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第49号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、続きまして、報告第50号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第50号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については4件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第50号について発言のある方は挙手をお願いします。

13番農業委員 はい。

議長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 13番矢内です。相生町4丁目の件ですが、ここは面積的に大型開発を逃れるために意識的に1,000平米に満たないように申請をしてもものか分かりますか。

議長 はい。事務局。

事務局 申請で上がってきたのがこの地番と面積であったという形になりますが、こちらではそういったことは把握しておりません。

議長 よろしいでしょうか。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 3 時 1 4 分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

1 2 番

1 3 番
